

令和3年度税制改正に関する提言

令和2年11月10日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

1 新型コロナウイルス感染拡大の対応のため、地方は政府の累次の補正予算による措置も活用しながら、感染防止対策や経済・雇用対策などに懸命に取り組んできたが、我が国の経済はGDPが過去に類を見ない落ち込みを記録するなど極めて深刻な状況にある。地方は、大幅な財源不足が見込まれており、多額の借入金残高も抱えていることから、財政調整基金の取り崩しや更なる行財政改革の徹底では到底対応できない状況となっている。

しかし、こうした中でも地方は、新型コロナウイルス感染症対策、社会保障、地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化、防災・減災対策等増大する地域の諸課題に責任を持って対応していく必要があることから、安定的な財政運営に支障が生じることがないように必要な一般財源総額を確保すること。

その際には、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

また、新型コロナウイルスの感染が再拡大した場合に地方が機動的な取組を行えるよう、財政措置を講ずること。

2 今後の税収見通しは大幅に減少することが想定されるため、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が発生している間、法人関係税等に加え地方消費税についても、減収補填債の発行対象とすること。

3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、臨時財政対策債に頼らず、安定的にその総額を確保できるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

個別項目について

1 東日本大震災における被災者の生活再建支援や被災地の雇用機会の確保等のための税制上の特例措置を復興・創生期間後も継続するとともに、それに伴い生じる地方税の減収については補填措置を講ずること。

2 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- 3 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 4 中長期的な視点に立って検討を行うとされている自動車関係諸税については、地方におけるインフラ老朽化対策等の貴重な財源であることを十分に踏まえ、地方財政に影響を与えないよう留意して検討すること。
- 5 基地所在地における住民福祉の向上と負担軽減を図るため、基地交付金等の所要額を確保すること。
- 6 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 7 国際観光旅客税については、これまでも地方公共団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。